

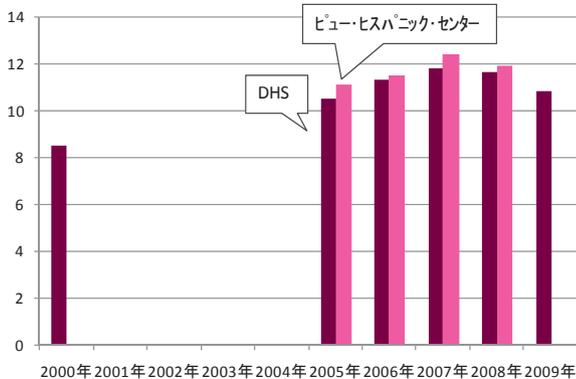
海外労働事情

アメリカ①

不法移民が前年比で八〇万人の減少—国土安全保障省の発表—

国土安全保障省（DHS）がセンサス局のデータに基づき推計した移民に関する統計データを二月九日公表した。この発表によると、二〇〇九年一月時点の不法移民の数は、一〇七五万人と推計、前年の一一六〇万人から約八〇万人減少している。二〇〇〇年から近年のピークであった二〇〇七年にかけて約三三〇万人増加し、一一八〇万人

図1：不法移民数の推移(百万人)



資料出所：国土安全保障省資料
但し、2001年から2004年までは推計データが作成されていない

【注】
1. 二〇〇一年に設立された無党派のシンクタンク。
2. 非移民(non-immigrant)のこと。米国の移民法は、期限の定めがない滞在者を合法、非合法の如何を問わず「移民」としているのに対して、期限が限られた滞在資格をもつ者を非移民と定義づけている。

【参考資料】
http://www.dhs.gov/xlibrary/assets/statistics/publications/ois_jil_pe_2008.pdf
(国際研究部)

アメリカ②

雇用のアウトソースと経費削減に利用される高技能外国人労働者—H-1B、L-1ビザ活用企業の分析から—

経済政策研究所（EPI）が二月一七日に発表したレポートによると、高技能の外国人労働者を対象としたH-1BビザやL-1といった一時滞在ビザプログラムは、本来有能な外国人労働者をアメリカに永住させる第一歩として活用されるべきであるが、実際にはアメリカ国内の雇用機会を海外にアウトソースし、一時的な低コストの外国人労働者を雇い入れるために利用されていると指摘している。

同報告書は、多くのH-1Bビザの高技能労働者を雇用している二〇社を検証した結果、滞期間満了後に、永住滞在の申請が提出されたのは一三％程度にとどまり、社内転勤ビザであるL-1ビザでは七％程度であったとしている。

タタ・コンサルタンシー・サービスは、二〇〇八年にH-1Bビザ申請で四番目に多い企業であるが、永住滞在の申請件数はゼロであった。また、IBMインディアもH-1Bビザで一〇

表1：H-1Bビザ活用企業と永住申請件数(2008年)

企業名	順位	承認数	永住申請数	割合(%)
インフォシス・テクノロジー	1	4559	237	5.20
ウィプロ	2	2678	31	1.16
サットヤム・コンピューター・サービス	3	1917	10	0.52
タタ・コンサルタンシー・サービス	4	1539	0	0.00
コグニザント・テクノロジー・ソリューションズ	7	467	332	71.09
ラーセン・アンド・タープロ	9	403	11	2.73
IBMインディア・プライベート	10	381	0	0.00
パットニ・アメリカス	13	296	37	12.50
テラ・インフォテック	14	281	7	2.49

資料出所：経済政策研究所資料

位、L-1ビザで四位に位置するが、永住滞在申請は行われていない。このほか、第二位のウィプロでも三人（H-1Bビザ承認数に占める割合で一・一六％）、第三位のサットヤム・コンピューター・サービスは一〇人（同・五二％）であった（表1参照）。

これらの企業は、外国から労働者をH-1BあるいはL-1ビザ滞在労働者として受け入れ、アメリカ人労働者とともに実務をこなすことによって技術や技能を習得し、トレーニングが終了した後、本国に帰国させてアメリカ人よりも安い賃金で雇用していると報告書は指摘している。

マイクロソフトやグーグル、クアルコムといった企業もH-1Bビザのヘビィユーザーであるが、一時滞滞在の就労形態から永住滞滞在の労働者の方を多くする傾向が見られる。マイクロソフトはH-1Bビザ承認数が一〇三七人であるのに対して永住申請数が七〇三人（六八％）であった。グーグルは二〇七人に対して一〇八人、五二％であった。また、シスコやプリンス・ジョージ・カウンティ・パブリック・スクールなどでは、H-1Bビザ労働者の四分の一から三分の一程度を永住滞滞在の労働者に切り替えている。

同報告書は、一時滞滞在外国人労働者のプログラムをアメリカにとつても、外国出身の労働者にとつても利益となるように改革すべきであると指摘し、高技能労働者が必要となるときにはまず第一に永住滞滞在の労働者から活用すべきであると主張している。

【参考資料】
Ron Hira, 2010, "Bridge to

Immigration or Cheap Temporary Labor? The H-1B & L-1 Visa Programs Are a Source of Both Economic Policy Institute, EPI BRIEFING PAPER
<http://www.epi.org/publications/entry/bp257/>
 (国際研究部)

ドイツ

求職者の基礎保障給付金算定方式に違憲判決

ドイツ連邦憲法裁判所(BVerfG)は二月九日、ハルツ第4法(Hartz IV)による求職者の基礎保障給付金(注)の算定方式が憲法(基本法)に抵触しており、根本的に改めるべきだとする違憲判決を下した。

判決の概要

裁判の原告は、社会法典第二編に基づく失業給付IIを受けている子どもがいる三世帯であり、同給付金を受け取っている一七〇万人の子どものために裁判を起したとしている。原告の主張は、「子どもへの給付額は、必要最低限の額に達しておらず、最低限の生活を保障した憲法の規定に違反している」というものであった。

現在の給付額は、大人一人あたり月三五九ユーロで、六歳〜一三歳の子どもの場合は、成人の七〇%にあたる月二五一ユーロと算定されている。判決は、

大人と異なり、この年齢の子どもは、成長が早くて衣服や靴を年に何回も買い替えなければならぬことや、補習や習い事などの費用も全く考慮していないとして、原告の主張を全面的に認めたものであった。

連邦憲法裁判所のハンス・ユルゲン・パウル(Hans-Jürgen Papier)長官は、判決で「現在の給付金算定方式は、子ども特有の支出について全く考慮されおらず、現実的ではない」と述べ、子どもは単に大人の七〇%と算定されるべきではなく、子どもに特有の事情と必需品について、再度調査すべきであるとした。

また、今回の判決では、大人の算定方式自体についても「抽象的な数値を一方的に当てはめる算定方式」から「包括的な統計手法を用いた信頼性の高い算定方式」に改めるように命じている。ドイツテレビ協会のZDFによると、今後給付額がどのように改定されるかについては不透明であるが、この判決の結果、子どもの給付額だけでなく、大人の給付額も増額される可能性がある」と報じている。

判決に対する各界の反応

労働社会省のフォン・デア・ライエン(Ursula von der Leyen)大臣は、メディアの取材に答えて「今回の判決は、子どもに教育の可能性を与えるた

めに社会は何をすべきか、という問いであり、子どもの社会参加に向けた新しい視点である」と述べた。この発言は、今後労働社会省が前向きに制度改正に取り組み意向を示しているが、今回の判決によると政府は遅くとも二〇一〇年末までに新しい算定基準を設定しなければならぬ。

各党は、連邦憲法裁判所の今回の判断を歓迎しているが、給付額を引き上げるかどうかについては意見が分かれており、判決の政治的解釈に関する議論が始まっている。

左派党(DIE LINKE)のグレゴール・ギジ(Gregor Gysi)党首は、複数メディアの質問に答えて「求職者基礎保障を定めたハルツ第4法と、この制度を導入した社民党(SPD)への批判は正しかった」とした上で、「連邦憲法裁判所が、社民党に対して、人間の尊厳と社会福祉国家の原則を侵害したことを証明したのは史上初めてのことだ」と述べている。社民党のフベルトウス・ハイル(Hubertus Heil)副議長団長は、同じくインタビューに答えて「この制度は、労働市場改革の一環として失業扶助と社会扶助を統合したもので、この政策の正しさを否定するものは誰もいない。しかし、今回連邦憲法裁判所が判断したように新しい算定基準は必要である」と述べた。

また、社会福祉団体(Sozialverband VdK)のウルリケ・マッシャー(Urike Mascher)理事長は、地元メディアの取材に答えて今回の判決を「社会的弱者の勝利」だとして、「子どもへの大幅な給付金の引き上げを期待している」と述べた。

今後、社会保障費負担増の可能性も

労働市場・職業研究所(IAA)は、仮に社会福祉団体が求める通りに給付額を引き上げた場合(要求額:大人月四二〇ユーロ、子ども月三〇〇ユーロ)、国の社会保障費負担は年に約一〇〇億ユーロ増加すると試算している。また、ドイツ公共放送のドイチエ・ヴェレは、現在国家予算の赤字総額は約一〇〇億ユーロにも達しており、今後給付額を引き上げた場合、ドイツ国民に何十億ユーロもの増税を強いる可能性がある」と報じている。

しかし、財務省の広報担当者は、懸念されている社会保障費の拡大については、「判決は透明性の高い算定方式を求めているに過ぎず、給付金の引き上げには必ずしもつながらぬ可能性もある」というコメントを出しており、最終的にどのような給付額になるかは具体的に分かっていない。

〔注〕

求職者基礎保障制度は、長期失業者と生活保障受給者の生活保障を目的に導入された制度で、「ハルツ第4法(Hartz IV)」の中で社会法典第2編に規定された。長期失業者や就業能力のある生活保障受給者を対象に、新たに「失業給付II」を設置した上で、就労を促す目的で二〇〇五年に導入された。

【参考資料】

Deutsche Welle (二〇一〇年二月一日)、ZDF (二〇一〇年二月一日)、連邦雇用エージェンシーH.P.、連邦労働社会省H.P.、IAB-Kurzbericht (一〇/二〇〇八)、海外委託調査員報告

(国際研究部)

フランス

大統領が二〇一〇年の最重要課題は雇用と年金制度改革と強調

二〇一〇年二月一日、主要労使組織代表を招集し「社会アジェンダ会議(Témoignage agenda social)」を開催したサルコジ大統領は、二〇一〇年度に対処すべき課題について、雇用問題と年金制度改革を最優先する意向を明らかにし、「我々の一人一人がその立場——労使・政府・政党——の如何に関わらず、自らの責任と向き合わねばならない。雇用と年金の問題は、いずれも(大統領任期の)五年間で解決できる問題ではない。それは、右派か左派か、



DEF（フランス企業連動）、CGPME（中小企業総連盟）、UPA（手工業者連盟）の三つの使用者団体が参加した。

最優先課題は雇用

サルコジ大統領は、景気回復、プランなどで金融危機によるダメージを他の国々より抑えることができたとしながらも、経済回復の勢いは未だ弱く、雇用情勢が非常に厳しい一年となることが予測されることから、雇用問題を二〇一〇年度の社会アジェンダの最優先課題とする意向を明らかにした。大統領は、四月にも再び主要労使代表を招き、ヴォキエ雇用相とラ

与党が野党か、労使が政府かという問題でもない。フランス国民の一人一人に関わる問題である」と述べた。

同会議は、サルコジ大統領が就任以来、首相・関係閣僚と共に年初に開催しているもので、国が対処すべき課題について、その討議の方法及びスケジュールなどを労組及び使用者団体代表を交えて議論することを目的としている。

会議には、全国レベルで代表性を認められている、CGT（フランス労働総同盟）、CFDT（フランス民主主義労働総同盟）、FO（労働者の力）、CFE-CGC（フランス管理職総同盟）、CFTC（フランスキリスト教労働者同盟）の五労組と、ME

①手当受給権の切れた失業者の数および状況を正確に把握する、
②彼らの意欲の回復と再就職を促す方法を検討する、ことを目的とした労使協議をセッティングすることになった。

年金制度改革は労使協議の実施を強調

大統領は、もうひとつの最優先課題として、退職年齢の引き上げを主とする年金制度改革の実施を挙げた。その背景には、赤字が三〇〇億ユーロにも迫るといふ深刻な財政状況がある。政府によれば、現在は一人の年金受給者を一・八人の年金保険料納付者が支えている計算だが、それが二〇二〇年には一・五人、二〇四〇年には一・二人になると予測される。

大統領は、金融危機により事態はさらに厳しい状況にさらされているとしたうえで、これまでに実施してきた制度改革は不十分であったと言わざるを得ないと述べるとともに、「年金制度改革をこれ以上先延ばしにできないことは明らかである。我々の子や孫たちが、当然の権利である年金を受給できるよう、今年中に制度改革を断行する決意である」と断言した。その一方で、「いかに急を要する事態とはいえ、重要な課題であるからこそ労使との協議に時間を十分に割きたい」とし、「社会的パートナー（労使）を尊重する」とい

う方針が変わりはないことを強調した。

政府側は制度改革のスケジュールについて、ダルコス労働相及びヴォルト公務員相のもとで年金政策指導評議会（COR = Conseil d'orientation des retraites）の報告書を土台とした労使協議を四月から開始し、その結果をもとに政府が起草した法案審議を九月にはスタートするというスケジュールを示した。

労組は強引な改革実施を危惧

政府側はこの他に、二〇一〇年の重要課題として、今後数十年間にわたって直面することになるであろう介護問題（question de la dépendance）について労使とともに取り組むこと、零細企業における「代表制の問題」③に関する法案を作成し今秋の採択を目指すこと、公務員制度の改革について公務員組合とアジェンダ会議を開催することなどを明らかにした。

今回の会議の目的は具体的な政策を示すことではなく、まず「政策を実行する日程とその方法を決定すること」であると明言する大統領に対し、労使代表は「悪化し続けている社会・経済状況における優先事項は、雇用促進政策及び賃金政策である」とし、年金制度改革を最重要課題とする政府の方針に不満を示した。特に労組側からは、

三月の地方選挙後に年金制度改革が強引に進められ、ことを危惧する声があがった。

〔注〕

- フランスでは、労働立法及び改正の際には、労使との事前協議を行うことが「社会的対話の近代化」に関する二〇〇七年一月二日の法律第二〇〇七―一三〇号により定められている。このため政府は労働・雇用・職業訓練に関する立法・改正を検討する場合、労使代表組織に対して、現状判断、追求すべき目標および主要な選択肢を示す改革方針案を含む文書を労使代表に通知しなくてはならない。特に、サルコジ大統領の就任以降、「社会的パートナー（労使）を尊重する」という方針が強調されており、大統領が社会的パートナーを官邸に招き、政労使が共同で取り組む議題について表明し、意見交換を求めることが頻繁に行われている。エリゼ宮（大統領官邸）で開催された労使との会合は、二〇〇九年度だけでも一〇回近くに及び、経済・社会に関する重要な決定の全てに労使が関わっている。
- 議員、労使代表、専門家及び国の代表者から成る政（公）労使三者構成機関。専門家による年金制度に関する調査の実施、法案への提案・見解を示すことを目的として、二〇〇〇年に設立された。
- これまで、フランスにおいて労働組合の代表制は、五つの主要労働組合（CGT、CFDT、FO、CFE-CGC、CFTC）の「疑うべくもない代表制」という前提に基づいていた。しかし、二〇〇八年八月二〇日の法律で「代表選挙制」が導入されることになり、今後は職場での選挙結果に基づき代表組織が決定されることになった。企業との交渉に参加するためには、選挙を通じて組合代表を任

命しなければならない。しかし、零細企業で働く四〇〇万人の労働者は未だに代表制に参加できないことが問題となっていた。

【参考資料】

フランス政府報道官発表資料 CLÉS ACTU N. 172 - 19 février 2010
(http://kiosque-porte-parole.gouv.fr/archives/001_001_172.pdf)
Les Echos (1010年1月15日)
Le Monde (1010年1月15日)

(国際研究部)

韓国

高卒者等対象のインターンシッププログラムを開始

韓国労働部は二月一六日、高卒者や高卒未満の若年者の雇用促進を目的とするインターンシッププログラムを開始した。同プログラムは、大卒者向けに比べ、プログラム参加希望者と企業双方の参加要件を緩和した内容となっている。また、職業訓練のためのオンラインシステムの活用等により、職業技能開発の機会も拡大する。インターンシップに係る予算額は、同プログラムの拡大により倍増される見込みだ。この新しいプログラムは、若年者の雇用機会を拡大しようという国家雇用戦略会議の強い意向を反映したもので、プログラムを通じて若年層の職業技能開発に重点を置く。インターンシップの参加資格

が与えられるのは、高校既卒の一五歳から二九歳（兵役終了者の場合は三一歳）までの若年失業者または今年二月の高卒予定者。このプログラムは低学歴で職業経験のない若年者の支援を目的とするため、六カ月以上の職業経験を持つ大卒者の参加は認められない。また、自己都合で転職後三カ月を経過していない者もプログラムの対象除外となる。

また供給側としては、従業員五人以上の中小企業のほか製造大企業にもプログラム参加の門戸が開かれる。インターンを採用した企業は、インターン一人につき賃金の五〇％相当額の補助金（月額八〇万ウォンまで）を六カ月にわたって受給できる。さらに、契約満了後インターンを正規従業員に転換した企業には、追加的に一人当たり月額六五万ウォンの賃金補助が六カ月にわたって支給される。

インターンの職業訓練機会の拡大もプログラムに盛り込まれた。企業がインターンに三〇時間以上の外部職業訓練を受けるための七日間の有給休暇を与えた場合には、企業に配分されるインターンシップ受け入れ枠は、従業員総数の四〇％にまで拡大される。

インターネットを利用したシステムも改善されている。インターンが希望する職業訓練コースをインターネット上の HR

net(1)を通じて選択でき、週末または平日夜間に職業訓練を受けるよう奨励するプログラムも積極的に推進されている。また、インターネット上の Work-net(2)に登録されている一六一の職業訓練機関に、インターンシッププログラムへの参加を希望する企業と求職者の両方が受講の申し込みをすることができ

る。韓国労働部の雇用政策局長は、「特に比較的低学歴の若年者向けの独立したインターンシップスキームを採用したことの意図は、インターンシップを安定した職への円滑な移行のための既存の職業訓練システムと関連付けることによって、若年者の職業スキルを高め、就業確保を支援することにある」と説明している。

- 【注】
1. www.hrdnet
2. www.work.go.kr

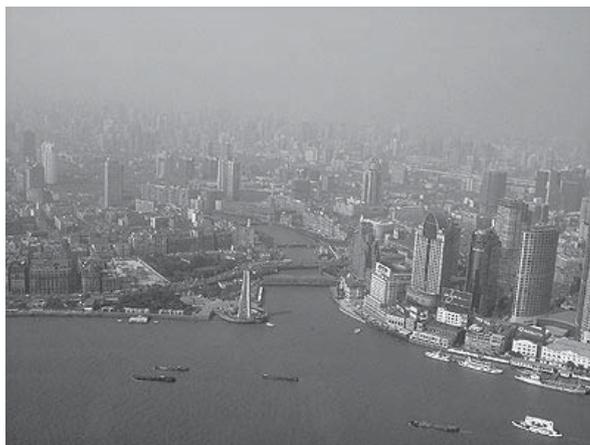
【資料出所】 韓国労働部

(国際研究部)

中国

二〇〇九年国民経済状況を発表

国家統計局の馬建堂局長は一月二一日、二〇〇九年の国民経済状況に関する主要指標を発表した。これによると二〇〇九年



ち、一人当たりの可処分所得は一万七七一七五元で、前年より八・八％増加している。雇用労働者の給与所得は九・六％増え、経営による純所得五・二％増となっている。他方農村住民一人当たりの平均所得は五一五三元で、前年より八・二％増であった。

都市部の就業者数は前年より九一〇万人増加している。二〇〇九年末時点における農村からの出稼ぎ労働者は一億四九〇〇万人で、第一四半期末から一七〇万人増えた。同局長によると、「経済社会の発展とともに、中国では流動人口の規模が拡大し続けており、統計局のサンプリング調査データを分析すると、流動人口は一億八〇〇〇万人という規模に達している。その中心は出稼ぎ農民」と述べ、今後この層の動向に目が離せないとの見方を示した。

【資料出所】 海外委託調査員

(国際研究部)